

制定にあたって (2006. 3)

1 研究者の権利・地位の保障と倫理

学問研究によってもたらされる真理は、人類普遍の財産として公共的・社会的な性格をもち、極めて高い文化的な価値を有するがゆえに、学問の自由にはあらゆる干渉を排した特別の保護が要請される。憲法第 23 条は「学問の自由は、これを保障する」と定めている。学問の自由とは、真理探究の自由であり、学問的知的研究活動の自由であって、その内容として学問的見解の自由、発表の自由、学問的見解の教育の自由が含まれるとされている。同時に、科学研究の意義と目的が、人類の平和と福祉の増進に寄与することであることが社会的な合意となっていることを踏まえ、それに携わる研究者は固有かつ重大な社会的責任を負っていることが、戦後の科学者運動や国際的な機関などを通して明らかにされてきた。したがって、我々研究者が真理を探究し、技術を開発・応用し、教育し、伝達するという社会的責任にふさわしい権利と地位は、憲法が学問の自由を基本的人権として保障しているという法的根拠に基づくと共に、科学研究の健全な発展を保障するには、その主体的役割を担う研究者が、専門家として社会と国民から付託された社会的任務を果たすために、国民と社会の支持と合意の下で、適切な権利と地位が保障されることが求められるのである。

一方、歴史的には、学問の自由と機関の自治、そこから発生する職能集団の規律として職業倫理が確立された。現在、我々は、研究者が持つ専門的な科学的知識や技術が、人類の平和と福祉に貢献してきた事実と同時に、核兵器や環境破壊など、使い方によっては人類に死活的な影響をもたらすほどの重大な負の影響を与えることを知っている。したがって、専門職としての研究者は、職能集団として、あるいは個人として、社会に対して固有の道徳的責任を負っている。研究者が自らの研究とその成果を人類の平和と福祉の向上に役立てるために、自らの行動基準を客観的に確認し社会に公約する行為規範として研究者固有の倫理が要求される所以である。特に、昨今の相次ぐ重大事故や科学的事実の歪曲・捏造などに対して、研究者の社会的責任と倫理が厳しく問われていることを深く自覚する。

2 研究者をとりまく情勢と権利の現状

日本経済は、1990 年代初頭から現在まで深刻な長期不況が続き、政府はその打開策として構造改革の名のもとに様々な「改革」を行ってきた。産業政策においても、科学技術を動員した新産業の創出で乗り切ろうと「科学技術創造立国」政策を進めている。政府や財界の産業政策に組み込まれた科学技術政策は、競争的資金の重点的配分の一方で、基礎科学・人文・社会科学予算の削減や基盤経費の圧縮による研究条件の格差拡大、あるいは研究者の身分の不安定化など研究体制の跛行化が進行し、我が国の科学研究や技術開発に大きな歪みをもたらしている。財界は、科学技術を軍事目的に適用することを求め、政府も新たな科学技術政策の中に「国土と社会の安全」を謳い軍事研究の推進を示唆し、発足に当たっての決意表明にもかかわらず、改組された日本学術会議も軍事研究の成果を容認するなど、科学技術の軍事目的への転換が意図されているという新たな段階に突入しようとしている。

一方、政府の行財政改革路線の中で、ほとんどの国立研究機関及び全ての国立大学が法人化され、管理運営の強化・集権化などにより、学問・研究の自由と大学の自治が侵害される恐れが現実のものとなってきている。公立大学・研究機関でも既に法人化され、あるいはその準備が進行しつつあり、機関の統廃合や管理強化などが強引に進められて、教員・職員の権利や地位が侵害される事例が発生している。私立大学では、少子化と競争による大学経営の困難さを口実にした学部・学科の縮小・廃止などにより、教職員の権利侵害が頻発している。民間企業では、市場原理の名の下に競争至上主義による企業モラルの劣化や欠如による不祥事が多発し、職場の荒廃と技術の断絶が進み重大事故が多発して、社会的な不安をもたらしている。職場では、相次ぐ労働諸法制改定の影響や、労働者間の競争と分断が深刻化し、一般労働者のみならず研究者・技術者の権利侵害が一層深刻化している。このように、研究者のおかれた環境の違いにより権利侵害が様々な形であらわれているが、総じて研究者の権利の現状は極めて憂慮すべき状況にあるといえる。

3 本宣言・綱領の適用

本「権利・地位宣言」及び「倫理綱領」は「全ての研究者」に適用される。すなわち、所属機関の有無や設置形態、就業形態などの相違や、学協会などへの所属の有無などに関わらず、また、人文科学・社会科学あるいは自然科学などにおける研究、技術開発と応用、教育研究や実際の教育、科学的知識や技術の応用・伝達などに携わる個人、機関の設置者及び管理運営者などに適用される。研究機関や教育機関に所属する研究者が圧倒的多数を占める現状で、特に設置者・管理者は、科学の健全な発展を促し、科学の無視と悪用の危険があるときは積極的に情報を公開するとともに、適切な改善措置を講ずる責務があることを強調しなければならない。機関の設置者・管理者はここに定める「倫理綱領」を規範として行動し、研究者の権利・地位を確立するために率先して「権利・地位宣言」を遵守するとともに、所属する機関の研究者に「倫理綱領」及び「権利・地位宣言」の周知徹底を図る責任がある。また、従来、民間企業研究者・技術者は、企業の研究機関が経済効果の最大化を目的として設立された歴史的経緯から、学問研究の自由の対象外とされてきた。そもそも、研究成果は本質的に公共的・社会的な性格をもつのであり、それは企業による私的利益追求の枠に閉じ込められてはならず、広く国民に還元されるべきものである。今や、民間企業における研究とその成果や技術は、国民生活にとって不可欠であり、民間企業に所属する研究者・技術者数や研究予算も自然科学分野のみをとってもわが国全体の70%にも及び、一つの社会的な階層を形成するに至っている。したがって、その社会的影響の大きさからも、民間研究機関に所属する研究者・技術者は、本権利・地位宣言および倫理綱領の視野に入れられなければならない。

民間企業研究者・技術者にも、基本的には、憲法が保障する学問研究の自由が認められるべきであり、社会的役割の大きさからも本宣言及び綱領が適用される。

4 「権利・地位宣言」、「倫理綱領」が必要とされる今日的意義

科学の発展が人類に大きな恩恵をもたらす一方、様々な負の側面が認識されてきた。戦後、世界の研究者はこれらを深く自覚し、その社会的責任を果たす上で、ふさわしい権利と地位を求め、自らの倫理を確立しようと努力してきた。我が国では、日本学術会議が1949

年、第1回総会の「決意表明」で、戦前・戦時下の科学研究者が戦時体制に協力したことを真摯に反省し、今後は科学が文化国家ないし平和国家の基礎であり、科学は平和と福祉増進に貢献すべきことを誓った。さらに、1962年には政府に対して研究者の待遇改善、権利の向上や研究条件の整備を含む「科学研究基本法」の制定を求め、1976年にはこれと表裏をなす文書として科学研究者の責務を明らかにした「科学者憲章」を発表した。世界の科学者や国際機関は、世界科学者連盟が1948年の第1回総会で「科学者憲章」を採択して、科学者の責任、科学と科学者の地位などを明らかにした。1974年にはユネスコ第18回総会で、加盟国に本勧告を適用するために必要な立法措置等を講じるなどを求めた「科学研究者の地位に関する勧告」が採択されるなど、今日まで数多くの文書が発表されてきた。直近では、1999年の世界科学会議で、「科学と科学的知識の利用に関する宣言」及び「科学アジェンダ ー行動のための枠組みー」が採択された。しかしながら、わが国の現状を見ると、研究者の地位と権利、社会的責任などの状況は、これらの憲章や勧告、宣言が求める内容とはあまりに乖離している実態であり、抜本的な改善が望まれる。

21世紀に踏み出した今日、平和・安全・安心・環境など、人類の平和と福祉の増進に貢献する科学・技術に対する国民の期待と信頼に真摯に応える研究者の役割は益々重要となっている。先人の歴史的な所産を継承し、ここに「研究者の権利・地位宣言」及び「研究者の倫理綱領」を発表し、研究者の社会的責任を果たすために真摯に努力することを改めて確認することは、研究者としての責務であり誇りである。そして、研究者がその能力を発揮して、自らの社会的責任を果たすために積極的な権利や地位が保障されることが必要であり、同時に、その責務と能力ゆえに固有の倫理が要求されることを社会的・国民的な合意とするための努力が、我々研究者自身の不断の活動を通して求められる。